

税務調査が増える

7月になってすぐ税務調査の連絡があった。例年より一月も早い着手である。情報筋によると、今年は税務調査の件数を大幅に増やせとの指示が出ているらしい。厳密な調査手続きを定めた国税通則法の改正により税務調査の件数が大幅に減った(法人税で前年比27%減少)ことが原因と思われる。当事務所は関与先の皆様を全力で応援します。



(竹内)



研修会・懇親会へのご案内



1. 日時・場所

平成26年9月12日(金)

阿波観光ホテル 研修会 4階 ダイヤモンドパレス
懇親会 5階 クリスタルパレス



2. 研修会 (14:30 ~ 17:45)

●『問題社員・ローパフォーマーへの対処法』

講師 社会保険労務士・キャリアカウンセラー

貫場 恵子 氏

●『大きく変わる相続税 ～相続対策と落とし穴～』

講師 さくら税理士法人 税理士

坂田 美佐

●『世界のサッカー事情』(仮)

講師 元日本代表 サッカー解説者

北澤 豪 氏

3. 懇親会 (18:00 ~ 20:00)

アトラクション

♪ KOMA Ensemble (コマ・アンサンブル) による演奏 ♪



正式な案内状を別途郵送させていただきます。

8月20日(水)までにお返事くださいますようお願い申し上げます。

役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

夏季休業のお知らせ

当事務所では、**8月10日(日)から17日(日)**まで夏季休業とさせていただきます。

何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

◆◆◇ 国内（海外）旅行保険 ◇◆◇

国内（海外）旅行保険は、自宅を出発してから帰宅するまでの間の事故による死亡やケガ、賠償事故などを補償してくれます。日帰り旅行でも補償してもらえます。保険会社より契約することもできますが、携帯電話やクレジットカードのサービスとして契約している場合もあります。

主な補償内容は以下の通りです。

けが	ドライブ中の事故や誤って旅館の階段から転倒して打撲など旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院に対して補償
賠償責任	旅先で展示品を誤って破損など旅行中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に補償

（後藤）

◆◆◇ 贈与税が変わります ◇◆◇

資産税係

これまでの贈与は、「暦年課税贈与（以下、「通常の贈与」という）」と「相続時精算課税制度の贈与」の2つでした。しかし、「高齢者が保有する資産を現役世代に早期に移転させて経済を活性化させる」という観点から、通常の贈与が下記の2つに区分されます。

- ① 「特例贈与」…直系尊属から20歳以上の者（子や孫）への贈与
- ② ①以外の贈与「一般贈与」

贈与税の税率もそれぞれ、別々の税率が適用されることとなり、併せて、贈与税の最高税率についても55%とされました。改正後の特徴としては、

- ◇ 最高税率が上がる
- ◇ 一般贈与は、基礎控除後1,000万円超2,500万円以下の贈与で現行より有利となり、3,000万円超では増税となる
- ◇ 特例贈与は、基礎控除後500万円超の贈与で現行より減税となる

この改正は、平成27年1月1日以後の贈与から適用されます。

（例）1,610万円を贈与する場合の贈与税の比較

現行の贈与	改正後の「特例贈与」	改正後の「一般贈与」
$(1,610 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 50\% - 225 \text{ 万円} = 525 \text{ 万円の贈与税}$	$(1,610 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 40\% - 190 \text{ 万円} = 410 \text{ 万円の贈与税}$	$(1,610 \text{ 万円} - 110 \text{ 万円}) \times 45\% - 175 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円の贈与税}$

お子様やお孫さんへ多額の贈与を考えられている方は、来年以降に実行すると贈与税の負担が少なくなりそうです。（ただし、8,410万円を超える贈与は逆に増税になります。）

（坂田）

◆◆◇ 特別償却 ◇◆◇

医療係

特定の資産を取得して事業で使用し始めた場合、中小企業対策その他の政策的な理由から、減価償却について、普通償却（通常の減価償却）のほかに特別な減価償却（特別償却）の損金算入が認められています。

例えば、1台20万円のパソコンを10台購入した場合、

$20 \text{ 万円} \times 10 \text{ 台} = 200 \text{ 万円}$

$200 \text{ 万円} \times 30\% \text{（償却率）} = 60 \text{ 万円}$

を特別償却費として計上することが出来ます。これは「中小企業等投資促進税制」の一例です。

特別償却には、①青色申告であること②法人の場合、資本金が〇〇万円以下③対象業種が〇〇に限定されている、等の要件をクリアする必要があります。

この制度を使うことによって、事業に使用し始めた事業年度の減価償却費が増えることにより所得額が少なくなり、節税することが出来ます。ただし、次年度以降の償却限度額は特別償却しない場合に比べると少なくなります。

なお、「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度」について、医療業は対象事業から除かれていますので注意が必要です。

（後藤）

◆◆◇ キャッシュ・フロー計算書について① ～損益と収支～ ◇◆◆

今回から、貸借対照表、損益計算書に並んで重要な財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書について解説していきます。

キャッシュ・フロー計算書とは、ある期間の現金や預金などについて、どのような活動によってどの程度増減したのかを表す財務諸表です。簡単にいえば、現金収支の内容を示す表ということになります。

ところで、企業の損益の内容を示す財務諸表である損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は、ある期間の成績を示しているといふところでは共通していますが、示している内容は異なります。

例えば、ある会社が以下のような取引を行ったとします(税金は無視します)。

- ① 現金100万円で商品を仕入れた。
- ② ①で仕入れた商品を、200万円で掛売りした。

この会社の取引を、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書で表すと右の通りになります。

このように、損益計算書では利益が出ていますが、現金は減少しているといういわゆる「勘定あって銭足らず」という状況にあることが分かります。こうした状況は、損益計算書では把握することができないため、キャッシュ・フロー計算書を作成する必要性が生じたのです。
(孝志洋)

損益計算書		キャッシュ・フロー計算書	
売上高	200	仕入による支出	<u>△100</u>
売上原価	<u>100</u>	現金増減額	<u>△100</u>
利益	100		

建設係

◆◆◇ 「建設労働者確保育成助成金」が拡充されました ◇◆◆

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用改善や職業訓練などを実施する中小建設事業主の皆様に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。建設労働者の確保・育成をより推進するため、平成26年4月1日以降より拡充・見直しが行われました。

《主な拡充内容》

コース		以前		拡充内容	
認定訓練コース	賃金助成額	4,000円/日		5,000円/日	
技能実習コース	経費助成率	事業主等が自ら実施する場合	9割	事業主等が自ら実施する場合	9割
		委託して実施する場合	7割	委託して実施する場合	8割
	賃金助成額	7,000円/日		8,000円/日	
	対象訓練	—		建設業法第27条第1項に規定する技術検定のための講習を追加	
若年者に魅力ある職場づくり事業コース	計画届の提出期限	事業を実施する年度の5月末日まで		事業を実施しようとする日の2か月前 *4月1日～7月末日までに事業を開始する場合は5月末日	

《主な見直し内容》

コース		見直し内容	
雇用管理制度コース	助成対象となる雇用管理制度	① 評価・処遇制度	諸手当制度は、定期的に支給される手当で、通勤手当、住居手当、地域手当、家族手当、役職手当(管理職手当)及び資格手当に限定
		② 研修体系制度	講師が建設業務に関連する技能・技術について直接指導するカリキュラムが10時間以上確保されている研修に限定
		③ 健康づくり制度	人間ドック、または医師、臨床心理士などが対面方式で実施するメンタルヘルス相談に限定

* 上記助成金の詳細については、当事務所までご相談ください。

(天羽)

8月の税務

- 1 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 3 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月11日
- 4 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…9月1日
- 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…9月1日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…9月1日
- 7 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) (半期分) 申告期限…9月1日
- 8 消費税の年税額が 400 万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…9月1日
- 9 消費税の年税額が 4,800 万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分) (消費税・地方消費税) 申告期限…9月1日
- 10 個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の中間申告 申告期限…9月1日

～コラム～ 外形標準課税の拡大？

6月24日に政府が公表した「骨太の方針2014」において、法人実効税率を来年度から数年で20%台まで引き下げることが目指すと明記されました。

その財源を巡って、今後の税制改正論議が活発になってくると思われますが、注目される論点のひとつが「外形標準課税の適用」を中小企業にまで広げようというもの。

現行制度上は、資本金1億円を超える大企業の法人事業税に外形標準課税が導入されており、次のような算式で課税がされています。

法人事業税額 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本割額

- ・ 所得金額 = 益金の額 - 損金の額
- ・ 付加価値額 = 収益配分額(報酬給与額 + 純支払利息 + 純支払賃借料) ± 単年度損益
- ・ 資本等の金額 = 資本金額又は出資金額 + 資本積立金額又は連結個別資本積立金額

算式の通り、外形標準課税は、従業員への給与など企業が生み出した付加価値や資本金などの額に応じ、税金を払う仕組みです。赤字企業でも税金を払う必要があり、従業員の給与を増やすほど、あるいは利息の支払いが多いほど、税負担も増えることになります。

景気の回復がまだ十分実感できていない地方の中小企業にとって、この外形標準課税が重荷になる可能性もあります。

今後の税制改正議論に注目したいところです。

(大寺)

給与計算をする際に押さえておきたい端数処理の実務 ～この機会に、端数処理の取扱いを確認してみませんか～

① 労働時間の端数処理

- 所定労働時間・時間外労働時間・深夜労働時間・休日労働時間・・・1分単位で集計
→ 1ヵ月の各々の合計に1時間未満の端数がある場合
- | | | |
|--------------|---|--------|
| 30分未満 → 切り捨て | } | 差し支えない |
| 30分以上 → 切り上げ | | |

② 割増賃金の端数処理

- 1時間あたりの賃金額(割増賃金額)を計算した際の端数処理
- | | | |
|-----------------|---|---------|
| 50銭未満の端数 → 切り捨て | } | 認められている |
| 50銭以上の端数 → 切り上げ | | |
- 具体例: ・1ヵ月の所定賃金額: 230,000円
 ・1ヵ月の(平均)所定労働時間数: 168時間
 1時間あたりの賃金額 = 230,000 ÷ 168時間 = 1,369.0476...
 → 50銭未満の端数を切り捨て → 1時間あたりの賃金額: 1,369円

③ 賃金支払時の端数処理

- 1ヵ月の賃金支払額に100円未満の端数が生じた場合
- | | | |
|--------------|---|---------|
| 50円未満 → 切り捨て | } | 認められている |
| 50円以上 → 切り上げ | | |
- 1ヵ月の賃金支払額に生じた1,000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払 → 認められている
- ※この取扱いをするためには、賃金規定にその旨の定めが必要



(吉田)

8月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
 31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....

さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 (株)さくらビジネスサービス
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL: 088-625-2556
 FAX: 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品を中傷するものではありません。